

不当表示への規制強化／課徴金制度施行後は実務にどう影響するのか 不当表示に対する当局調査の実際 と企業における対応ポイント

～仮想事例を用いて調査の流れ・事案に即した具体的対応法を解説～

◆開催要領◆

<日 時> 2016年 7月 11日(月) 13:30～17:00

<会 場> 「企業研究会セミナールーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

講師

弁護士法人北浜法律事務所 東京事務所 パートナー弁護士 藪内 俊輔 氏



2001年3月神戸大学法学部法学科卒業。2002年神戸大学大学院法学政治学研究科経済関係法専攻博士課程前期課程修了。2003年弁護士登録。北浜法律事務所に入所。2006年～2009年まで、公正取引委員会において任期付き職員として勤務。カルテル・談合案件、優越的地位の濫用案件、景品表示法違反案件などに公正取引委員会の審査官として関与。現在は、弁護士法人北浜法律事務所東京事務所において、当局で勤務した経験を踏まえて、カルテル案件、企業結合届出案件、景品表示法違反案件、下請法違反案件について、企業側の代理人として関与している。このほか、独占禁止法関係の相談一般を受けている。

◆ご参加頂きたい方◆

法務(コンプライアンス)・総務・監査部門等に所属され、上記テーマにご関心のある方

●受講料 ●1名(税込み、資料代 含む)

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

申込書 FAX: 03-5215-0951

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。当会ホームページからお申し込みいただけます。後日、(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- *よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認ください。([公開セミナー] → [よくあるご質問])
- *お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。
- *最少催行人数に満たない場合には、中止とさせていただきますので、ご了承下さい。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
(担当) 鈴木 E-mail: a-suzuki@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3550 FAX: 03-5215-0951
東京都千代田区麹町5-7-2 麹M-SQUARE 2F

161311-0303	2016.07.11 不当表示に対する当局調査の実際と 企業における対応ポイント		
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
※申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

【講師からのコメント】

7月11日
(月)

13:30

景品表示法における不当表示を行った企業に対する課徴金制度が、平成28年4月から施行されています。一般消費者を意図的に欺く偽装表示ではなくても、例えば、表示の根拠の確認不足や社内の情報共有不足・連携ミスが原因で、実態と異なる広告等がなされた場合であっても、巨額の課徴金の支払いを命じられる事態になりかねません。

本セミナーでは、任期付公務員として、また、企業から依頼を受けた弁護士としても、景品表示法の運用に関与した経験を持つ講師が、仮想事例を用いて、消費者庁等の規制当局が不当表示の事例に対してどのような手順、手法で調査・処分を行っており、企業としてはどのように対応すべきかを具体的に説明します。

特に、課徴金制度については、課徴金の減免を受けるための手段の内容（減免を受けるための要件、メリット・デメリット）を正確に理解しておくことが重要であり、事案の内容に応じた適切な対応が求められます。この点も、課徴金制度施行後の法運用の予測を交え、想定される調査過程を、仮想事例の中で解説していきます。また、不当表示の未然防止のためのコンプライアンス体制整備と、万一違反が生じた場合の危機対応についても、ポイントを整理して説明します。

1 景品表示法における不当表示規制の概要

2 消費者庁等の規制当局による調査の流れ及び課徴金制度の概要

3 規制当局の調査を受けた場合の企業側の対応を
仮想事例に基づく解説

- ・消費者庁は、どのように調査を開始し、企業にコンタクトをとるか
- ・消費者庁からの表示の根拠についての提出要請と事情聴取は

どのようなタイミングでどのように行われるか

- ・企業としてどのような対応が考えられるか
- ・行政処分に至る場合の手続、課徴金納付命令への対応

4 平時における未然予防と危機対応の準備の具体的方策

途 中
休 憩
有

17:00

講 師 弁護士法人北浜法律事務所 東京事務所 パートナー弁護士
藪 内 俊 輔 氏